あなたは大丈夫?

令和4年4月から18歳、19歳は 未成年者契約の取消しができなくなる?

事例 18歳の高校生が友人 に誘われて、保護者に内緒 で30万円の全身脱毛エステ コースを契約してしまった。

この契約を取り消すことはできないだろうか?

相談員からのアドバイス

現在は、18歳、19歳の人が親の同意を得ずに契約して しまった場合、未成年者という理由で契約を取り消する とができますが、令和4年4月1日から成年年齢が18歳 に引き下げられるため、同じ事例でも未成年者取消がで きなくなり、契約による責任が生じます。

解約するには、次の3つの方法が考えられます。

- 一定期間内にクーリング・オフをする
- ・解約料を払って中途解約をする
- ・事業者に問題のある勧誘をされた場合は取り消しを

これからは18歳になると、スマートフォン、車、クレジッ トカードなど、自分の意志で契約できるようになります が、同時に悪質事業者のターゲットになりやすくなります。 なかには、SNSで関係を築き、未成年者取消権がなくなる 年齢になるのを待って契約を締結させる事例もあります。 困ったときは消費生活相談窓口へ相談しましょう。

不審に思うことや、トラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

遠賀町消費生活相談窓口(駅前サービスセンター)

2 093-293-7783 FAX093-293-8234

受付:9:00~12:00 13:00~16:30 ※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

消費者ホットライン ☎ 188 (局番無し)

受付:10:00~16:00 ※年末年始は除く



人権・男女共同参画・国際交流に 関する情報を発信します



◆問い合わせ 協働人権係

JICA海外協力隊の"人"と"仕事"

皆さんは「JICA海外協力隊」という言葉を耳にしたこと がありますか?

これまで5万人以上が参加してきたJICA海外協力隊。 いったい「どんな人」が「どんな仕事」をしているのでしょう

JICA海外協力隊とは、海外の人々のために自分の持っ ている技術や経験を生かしてみたいなどの強い意欲を持 ち、現地の人々と同じ言葉を話し、ともに生活・協働しな がら開発途上国の国づくりや地域発展のために協力する人 たちのことです。

今回、実際にJICA海外協力隊員として2年間、ブラジル で活動していた浦越 未来さんを招いて、異文化交流・多文 化共生についてみんなで考えるワークショップを開催しま す。「国際協力」「多文化共生」とは聞くものの、私たちに 何ができるのかなど、浦越さんの海外での暮らしと活動に ついてお話を聞き、みんなで気軽に話し合いませんか?

*JĪČÄ (Japan International Cooperation Agency) …独立行政法人国際協力機構

_ワークショップ 異文化理解×多文化共生

- ●日時 1/29(土) $10:30 \sim 12:00$
- ●場所 遠賀町中央公民館
- ●対象 遠賀町在住・在勤の人
- ●定員 25人(先着順)
- ●費用 無料
- ●申込期限 1/14(金)
- ●講師 浦越 未来さん
- ●申し込み 協働人権係 ☎093-293-1242(直通)



浦越 未来さん 平成30年1月から2年間ブ ラジルで日本語教育や日 本文化の紹介などに尽力。 現在はNPO法人九州海外 協力協会に勤務。



中間市垣生 303 (福岡県行政書十会 会員)

